

令和6年度犯罪被害者等支援懇話会（第1回）における主な意見

1. 総合的対応窓口の運用状況に関する意見

- 犯罪被害者からの相談であれば、様々なことに気を配りながら話を聴く必要がある。また、法律の相談だとしても、まずは相談者の話を傾聴し、その上で対応を話していくことが一般的なので、もう少し時間をかけて丁寧に話を聴いたほうが良いのではと考える。
- お住まいの市町村に総合的対応窓口があるというのを知らない方が多く見受けられた。どの市町村にも総合的対応窓口があるということを、引き続き周知していくしかないと思う。
- 犯罪等といっても、自身が被害者であるという自覚がない方であったり、また、被害から長年経過しているが、つらい思いをしている方であったり、支援施策に当てはまらない方も多いと思われる。総合的対応窓口は、支援を提供する窓口だけではないという認識を持っていただきたい。
- どこへ相談したらよいか分からないことに加え、話を聞いてほしい、という思いが被害者の方にはあるという事を理解し、大前提とした上で、窓口の周知をしていただき、支援施策に当てはまる方だけの対応をするのではなく、様々な犯罪被害者等の方の受け皿になるように、と思う。
- 支援の条件に当てはまる方のみを救うのではなく、支援の条件に当てはまらなくとも「困っている方の心と頭、想いと情報の整理の手助けをする」という考え方を、総合的対応窓口が持つ必要がある。
- 窓口対応の範囲について、支援の対象になるかが、一番大きな相談の入り口であるが、その際、県の条例下での支援の対象か否かを枠として設定する必要がある。そうしないと、総合的対応窓口の意味が広がってしまい、何をしても良いかいつまでも分からない。他方で、対象でないものについても、必要な部署に回していくといった棲み分けが必要である。

2. 国の通知を受けた愛知県の新たな支援体制（案）に関する意見

- 「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会取りまとめ」では、コーディネーターに関して、単独ではなくて、会議体として配置するやり方もあると記載されていたが、誰か一人置くとしても、その方をバックアップするような形にした方がよいと考えられる。
- 将来的には、県に、社会福祉士等の専門家を配置し、各市町村からの相談を受け、バックアップするという体制をとっていただきたい。
- 犯罪被害者等支援は、庁内の連携だけでなく、民間支援団体や地域社会との協働の視点が必要である。
- 市町村によっては認識の高いところと低いところがあるので、認識を高めることによって、多機関の相互連携がうまくいくと思われる。よって、県が市町村に対し啓発・助言していけるかにかかっていると思う。
- 県ばかりがやっていると、この体制は定着しないと考える。県の役割というのは、市町

村が将来的に自律的に活動することを前提に、現在不足している部分をサポートしていくという位置づけを明確に認識する必要がある。

- 被害者学会に参加している社会福祉士が多くおり、そういった方達と関係ができれば良いと考える。また、社会福祉士の資格を有する弁護士もおり、愛知県弁護士会で把握していただき、リスト化するといった仕組みがあると相談しやすいと考える。
- 制度を設計しても実態として機能していないと意味がない。機能させるためには、早急にAI（チャットボット）を導入したほうが良いと考える。

3. 市町村向け犯罪被害者等支援マニュアル（案）に関する意見

- 市町村の総合的対応窓口がしっかりと機能するためには、根拠として条例があるかないかというのは、大きな問題だと思うので、窓口をしっかりとしたものにするためには、条例制定というの、触れていただきたい。
- 被害者サポートセンターあいち、カウンセリングなどの心理支援だけでなく、付添支援や法律相談も行っている。法律相談は、電話でも気軽に相談が可能であるため、そのことが担当者にわかるように書いて欲しい。
- 被害当事者団体(TAV・緒あしす)のパネル展示の活動紹介をしていただいていることと併せて、長年お願いをしていることでもあるが、県の事業として予算を取っていただくこともご検討いただきたい。

4. リーフレットの修正に関する意見

- 特になし。

5. その他意見

- 犯罪被害者支援のモチベーションを高めるためにも、市町村の担当者に対して、現場に即した仮想事例を用いた研修を継続して実施する必要があると考える。
- 「愛知県交通安全県民大会」について、表彰の場であるが、交通犠牲者の追悼の場ともしていただきたい。
- 11月の第3日曜日は「世界道路交通犠牲者の日」として、国連総会で議決されたが、愛知県が国に先駆けて、慰霊祭を行うような日を制定していただきたい。
- 愛知県内の運送事業者等に対し、アルコールインターロックの取り付けの義務化をお願いしたい。
- 市町村の見舞金・支援金の実施状況について、すべての市町村で実施できているわけではないので、居住地によって格差が生じている。この格差をなくすよう、県として、働きかけを行っていく必要があると考える。
- 市町村への働きかけについては、集中的に行う必要があると考える。1年間の集中期間を作り、マスコミに協力してもらいながら、課題を設定して市町村を回って、一気に支援体制の構築を広めていく、徹底してやっていくのが大事である。